

議案第 2 9 号	三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について
介護保険課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで政令で定めていた地域包括支援センターの職員等の基準について条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【趣 旨】 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）」の制定により、これまで介護保険法及び同法施行規則によって定められていた地域包括支援センターに関する基準を市が条例で定めることとなったことに伴い、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 ・介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6</p> <p>【内 容】 ・基本方針 ・人員に関する基準 ・運営に関する基準 ○三田市独自基準について 三田市では、地域包括支援センターにおいては省令に定める基準に従い適切な運営がなされていると判断し、基本的に省令で定める基準に従い条例を定めることとしたうえで、①利用者の安全、安心の確保という観点から、三田市の独自基準を定める。 (ア)暴力団との関係 ・規定内容 「地域包括支援センター運営法人の役員等は、三田市暴力団排除条例（平成 2 4 年 3 月 2 6 日条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であってはならない。」</p> <p>【施行期日】 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>【予算措置】 平成 2 6 年度予算額 地域包括支援センター運営事業費 95, 120 千円</p>	